第66号

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

2018年2月　1日

●発　　行●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　田中　孝史
〒104－0031
中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F

郵政の職場から格差是正を

2月13日に第一回控訴審

昨年9月14日に出された郵政20条裁判は、私たちの主張を多く取り入れた画期的な判決でした。「正規と非正規の間に不合理な差があってはならない」という地裁判決は、職場でも多くの非正規社員から「よくやってくれた」という喜びの声があげられました。

この判決を会社は不服として控訴し、原告も地裁判決は一部不十分な点があり、それをさらに前に進めていくという立場から控訴しました。その控訴審が2月13日、15時から高裁822号法廷で行われます。引き続き控訴審でも勝利させていくために全力をあげていきます。

郵政産業ユニオンは、裁判をすすめつつ判決内容を職場に適用させていくために10月18日、「期間雇用社員への年末年始勤務手当及び住居手当の支給を求める要求書」、「期間雇用社員への夏期冬期休暇及び有給による病気休暇の付与を求める要求書」を提出してきました。

この要求に対し本社は、12月11日、「要求には応じられない」という回答をしてきました。「要求には応じられない」というのは全く誠意がないものと言わざるをえません。

常識的に考えれば地裁判決を考慮した上で、「現在裁判が行われており、その推移をみて判断する」、あるいは「判決をふまえ今後検討していく」という回答があっていい筈です。

そういう姿勢がみられない本社の回答に怒りを持たざるをえません。地裁判決の重みを考えない郵政の体質は社会的にも許されるものではありません。

私たちは今の人員不足を解消させていくためには非正規労働者の労働条件改善、均等待遇の実現、ブラックな職場ではなく誰もが働き続けられる職場にする必要があると考えています。

この春闘でもその立場からたたかっています。皆さん、一緒に頑張りましょう。

非正規労働者の正社員化と均等待遇を求める要請行動

3月5日（月）11時より本社前

昨年、２００名参加して均均等待遇を求めて訴えた。